

全日本トラック協会ニュース

平成25年度貨物自動車運送事業安全性評価事業
申請受付は7月1日から12日まで

5月1日から申請書類の頒布開始
インターネットによる申請書の作成も可能に



“G”の由来は
Good「良い」、glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

安全性優良事業所は全国で18,107事業所

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、平成25年7月1日(月)から7月12日(金)(土・日曜日は除く)まで、「平成25年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」の申請を受け付けます。

申請書類は、5月1日(水)から6月28日(金)まで、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関において頒布されます。

なお、今年度から、インターネットにより申請書の作成を行うWeb申請を4月15日(月)から7月11日(木)までの間、本格的に運用することとしています。

また、安全性優良事業所のインセンティブとして、全日本トラック協会が行う助成事業に関して、今年度からIT点呼に使用する携帯型アルコール検知器への助成やドライバー等安全教育訓練助成の助成金額の増額など、助成の優遇措置を設けております。

貨物自動車運送事業安全性評価事業は平成15年度からスタートしたもので、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、トラック運送事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度です。

認定を受けた事業所は認定証の交付を受けるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールできます。

平成25年3月現在、全国で18,107事業所を「安全性優良事業所」として認定しています。

平成25年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要

1. 申請期間

平成25年7月1日（月）～同7月12日（金） ※土・日曜日を除く

2. 申請書類の頒布期間

① 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(都道府県トラック協会)による頒布
平成25年5月1日（水）～同6月28日（金） ※土・日・祝日は除く

② インターネットによる入手（作成）

平成25年4月15日（月）～同7月11日（木）

Web 申請書作成ページアドレス <https://gmark.jta.or.jp/gmark/>

※申請書作成後、申請期間中に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）において、受付手続きを行う必要があります。

3. 申請資格要件

平成25年7月1日現在において、①事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること、②配置する事業用自動車の数が5両以上であること等を満たしていること。

4. 認定要件

下記の認定要件を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」として認定します。

① 評価項目（100点満点）の評価点数の合計点が80点以上であること。

② 各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。

I. 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点（40点満点）

II. 事故や違反の状況・・・・・・・・・・21点（40点満点）

III. 安全性に対する取組の積極性・・・・12点（20点満点）

③ 法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。

④ 社会保険等への加入が適正になされていること。

5. 安全性優良事業所の認定の有効期間

平成26年1月1日～平成27年12月31日までの2年間(新規事業所の場合)

※更新事業所の場合は、平成26年1月1日より3～4年間

6. その他

今年度も昨年度に引き続き、東日本大震災で被災された「安全性優良事業所」に係る更新事業所の手続きに関する特例措置を設けております。

本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 山田・栗原・廣瀬 ☎ 03-5323-7245（適正化事業部直通）

総務部広報室 金子・大橋 ☎ 03-5323-7242（広報室直通）

ホームページ <http://www.jta.or.jp>

安全と安心をはこぶ マーク



インターネットを利用して
申請書類が作成できます。
是非ご利用を！
Web申請書作成ページアドレス
<https://emark.jta.or.jp/gmark/>



平成25年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
「安全性優良事業所」認定のための申請
7月開始!

申請期間
平成25年7月1日(月)～7月12日(金)
土・日を除く

申請書類の領布期間

① 地方適正化実施機関※による領布
平成25年5月1日(水)～6月28日(金)
土・日、祝日を除く

※申請書類は、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(都道府県トラック協会)で入手してください。

② インターネットによる入手(作成)※

平成25年4月15日(月)～7月11日(木)

※インターネットによる申請書類の入手(作成)後、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(都道府県トラック協会)で申請期間内に必ず申請受付手続きを行ってください。

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒163-1519
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階
TEL.03(5323)7245 FAX.03(5323)7230

公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階
☎ 03-5323-7109(代)
- 2.設立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会長 星野 良三(ほしの よしみ)
- 4.主たる事業
- ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
 - ②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - ③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
 - ④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
 - ⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
 - ⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
 - ⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備・管理・運営、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
 - ⑧事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
 - ⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
 - ⑩会員相互の連絡協調を図る施策
 - ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公共性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

国土交通大臣が全国適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。